

ジークト人権方針

ジークトは、社是に「人間性尊重」、「技術革新」、「堅実経営」を掲げています。

これは、相手の考え方や立場を理解し尊重して衆知を集め、自由な発想で革新的な技術を生み出すことで社会に貢献し、社会に生きる良き企業市民の一員として着実な経営の歩みを進めてまいる所存を基本理念として昇華させたものです。

本方針は、この3つの社是に基づいて、ジークトに関わる全てのステークホルダーの方々の人権を尊重し、これに配慮するために制定するものであり、本方針に従った行動を通じて、社会から存在を期待される企業として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

1. 人権に関する国際規範の尊重

私たちは、「国際人権章典」、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO（国際労働機関）宣言」に表明されている人権を尊重します。また、企業の責任として「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持し、この原則に基づいて事業活動を行います。

私たちは、事業活動を行う国や地域の法令を遵守します。国際的に認められた人権と事業活動を行う国や地域の法令に矛盾がある場合は、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

2. 適用範囲

本方針は、ジークトグループ（株式会社ジークト及びその子会社）のすべての役職員に適用されます。

また、ビジネスパートナーを含むすべての関係者の皆様に対しても、本方針に沿った人権尊重への理解と支持を期待し、これを求めてまいります。

3. 重点課題の把握と取り組み

私たちは、事業活動に伴って生じる人権への負の影響を把握し、これを私たちの重点課題としてその解決に取り組んでいます。

私たちは、人権にかかる私たちの重点課題が常に変化する可能性を認識し、絶え間なく人権尊重の取り組みを実践するために、以下の活動に恒常的に取り組んでまいります。

- ・ 人権デューデリジェンス

私たちは、事業活動に伴う人権への負の影響を分析、評価し、これを防止する

いは軽減する手段として、人権デューデリジェンスを実施します。

- ・ 是正、救済

私たちは、事業活動により人権への負の影響を引き起こした、又は助長したことが明らかになった場合には、適切な手段を講じてその是正に取り組むとともに、実効的な通報・苦情処理等の仕組みを構築、整備します。

- ・ ステークホルダーとの対話

私たちは、ステークホルダーとの真摯な対話を通じて人権課題を把握し、これに適切に対応します。

- ・ 教育、啓発

私たちは、本方針の浸透、定着のために、役職員に対する教育、啓発を実施します。

- ・ 情報開示

私たちは、人権尊重の取り組みについて、各種報告媒体を通じてステークホルダーの皆様に報告します。

4. ガバナンス、管理体制

本方針の実施状況の監督は、株式会社ジーテクトのコンプライアンス・オフィサーをその責任者とします。

コンプライアンス・オフィサーは同社の取締役会に定期的に実施状況を報告します。

2025年1月24日
株式会社ジーテクト
代表取締役社長 高尾 直宏

【ジーテクト人権方針 付属書 私たちの重点課題】

(1) 差別の禁止と多様性の尊重

私たちは、人種、民族、信条、宗教、性別、性自認、性的指向、国籍、社会的身分・立場、年齢、障がい、病気等を理由とした、いかなる差別も許しません。また、多様な価値観、個性を持つ一人ひとりの個人を尊重し、公平に活躍できるように支援します。

(2) 強制労働・児童労働の禁止

私たちは、弱い立場に置かれている人々に常に思いを致し、あらゆる形態の強制労働、児童労働を認めません。

(3) 安全かつ健全な労働環境の提供

私たちは、心身ともに安全が確保された職場で従業員が安心して働くことができる環境を提供するために、労働関連法令を遵守するとともに、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等のあらゆる形態のハラスメントを認めません。